五　試験操作を行う場合には、その目的、方法、異常の際に講ずべき処置等を確認の上これを行わせること。

六　［略］

七　［略］

八　［略］

九　［略］

十　［略］

十一　［略］

（事業所において行われる運搬）

第三十四条　法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所において行われる使用済燃料等の運搬に関し、次に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

［一～三　略］

四　使用済燃料等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する使用済燃料によって汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあっては、当該使用済燃料によって汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の使用済燃料等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第二十九条第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

［五～十　略］

［2・3　略］

4　使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条の二まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該使用済燃料等を使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所において運搬することができる。

（事業所において行われる廃棄）

第三十五条　法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

［一～十二　略］

（使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価）

第三十五条の二　［略］

［項を削る。］

2　前項の規定は、法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合は適用しない。

六　試験操作を行う場合には、その目的、方法、異常の際に採るべき処置等を確認の上これを行わせること。

七　［同上］

八　［同上］

九　［同上］

十　［同上］

十一　［同上］

十二　［同上］

（事業所内の運搬）

第三十四条　法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所内の使用済燃料等の運搬に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

［一～三　同上］

四　使用済燃料等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によって汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあっては、当該使用済燃料によって汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の使用済燃料等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第二十九条第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

［五～十　同上］

［2・3　同上］

4　使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該使用済燃料等を使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所内において運搬することができる。

（事業所内の廃棄）

第三十五条　法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

［一～十二　同上］

（使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価）

第三十五条の二　［同上］

2　使用済燃料貯蔵事業者は、その事業を開始した日以降二十年を経過する日までに次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　経年変化に関する技術的な評価を行うこと。

二　前号の技術的な評価に基づき使用済燃料貯蔵施設の保全のために実施すべき措置に関する十年間の計画を策定すること。

3　前項の評価及び計画は、十年を超えない期間ごとに再評価を行わなければならない。

4　前三項の規定は、法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合は適用しない。